

## 特定原材料等の指定 (平成14年4月より本格的に施行)

■特定原材料(省令による規定);表示義務  
卵、乳、小麦、そば、落花生(5品目)

■特定原材料に準じる(通知による規定);表示奨励  
あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、  
キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆  
鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも  
りんご、ゼラチン

日本標準商品分類			現行	十脚目	写真		
7133	えび類 (いせえび・ざりがに類を除く)		○	○	 クルマエビ	 ブラックタイガ (ウシエビ)	 ホッコクアカエビ (アマエビ)
7134	いせえび・うちわえび・ざりがに類	イセエビ、ロブスター	×	○	 イセエビ	 アメリカンオマール (ウミザリガニ)	
7135	かに類		○	○	 ズワイガニ (松葉ガニ、越前ガニ)		 タラバガニ (ヤドカリに属す)
7136 その他の甲かく類	71361	しゃこ類	×	×	 シャコ		
	71362	あみ類			 オキアミ		
	71363	おきあみ類	なんきょくおきあみ	×	×		
	71369	他に分類されない甲かく類	かめのてみねふじつぼ	×	×	 ミネフジツボ	 カメノテ